

加古川市

いじめ防止対策改善基本 5 年計画

～いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために～

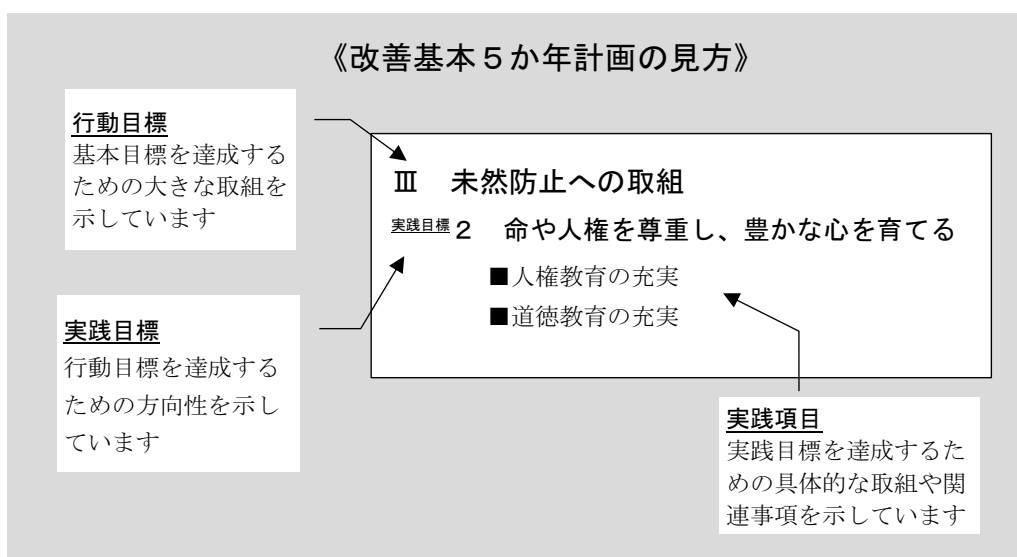
— 2 0 1 9 年度版 —

平成 3 1 年 3 月

加古川市教育委員会

# も く じ

|                     |   |
|---------------------|---|
| はじめに                | 2 |
| I 改善基本5か年計画の基本構想    | 3 |
| II いじめ問題に関する基本的な考え方 | 4 |
| III 未然防止への取組        | 5 |
| IV 早期発見・早期対応への取組    | 5 |
| V 関係機関との連携を強化した取組   | 6 |
| VI 推進体制・検証体制を整える取組  | 7 |



## はじめに

すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。  
児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

これは、我が国が国際条約として批准した「児童の権利に関する条約\*」第6条です。  
「生命と生存の権利」は、子どもの権利の大前提であり、子どもが元気に生きて、健やかに育つよう全力を尽くして子どもの権利を守らなければなりません。  
この条約は、私たちが大人として、教師として、親として、子どもを見るまなざしを問い直し、子どもの権利の主体をどうとらえ直すかということの大切さを提起しています。

平成28年9月、市内の中学2年生が、いじめを原因に自らの命を絶ちました。  
「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育理念に掲げる加古川市教育委員会にとって痛恨の極みであり、本来、子どもにとって安全・安心であるべき学校で、このような痛ましい事案が起こったという現実、本市の教育の在り方に大きな課題を投げかけました。  
文部科学省は、『いじめの防止等のための基本的な方針』の中で「いじめの問題への対応は学校における最重要課題」と位置付け、「いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」であり、「一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である」としています。  
そこで本市は、「二度と子どもの尊い命が奪われるようなことがあってはならない」という強い決意のもと、「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画（以下「5か年計画」という。）」を、平成30年2月に策定しました。これは、子どもの成長に責任を持つ大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との危機意識を持ち、未然防止や早期発見・早期対応を具現化するための計画です。

自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を保障する。

この「児童の権利に関する条約\*」第12条は、子どもが自分の意思を伝えることを保障するもので、周囲の大人は、子どもが自分の意思を伝えられるように配慮し、受け止めることが求められています。

5か年計画の特徴は、いじめ防止対策を、子どもを変える（直す）ことによって、大人主導で問題解決や解消を図っていくだけではなく、子どもが変わる（育つ）ことによって、子ども自らが問題回避や解決を図るように促すという観点からも対策を進めている点にあります。

学校はこの5か年計画に基づき、「学校いじめ防止基本方針」をプログラム化した「いじめ防止対策改善プログラム」を策定し、検証・改善を繰り返しながら実行しているところです。

多くの子どもが、いじめの被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれている現実の中、これからは対処療法的な取組だけでなく、すべての子どもを対象とした、いじめ防止対策を意図的・計画的に実施していくことで、「いじめの見逃しゼロ」を目指していかなければなりません。

「いじめを生まない」という未然防止の発想とともに、「いじめを受けている子どもは絶対に守り抜く」という強い意志を持って、いじめ防止対策を推進してまいります。

### 調査報告書で課題とされた事項（趣旨）

- アセスの結果の不十分な読み取りと、アンケート用紙の確認に関すること
- 法で定められたいじめの定義に対する不十分な認識と対応のこと
- SOSのサインに気づけなかった教職員の危機管理意識のこと
- 生徒指導に係る教職員間での情報伝達方法と情報共有に係ること
- 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った組織的な対応が十分にできなかったこと

\*児童の権利に関する条約（平成6年5月16日 条約第2号）

# I 改善基本5か年計画の基本構想

## ■基本理念

いじめ  
防止対策推進法  
第3条

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- ③ 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

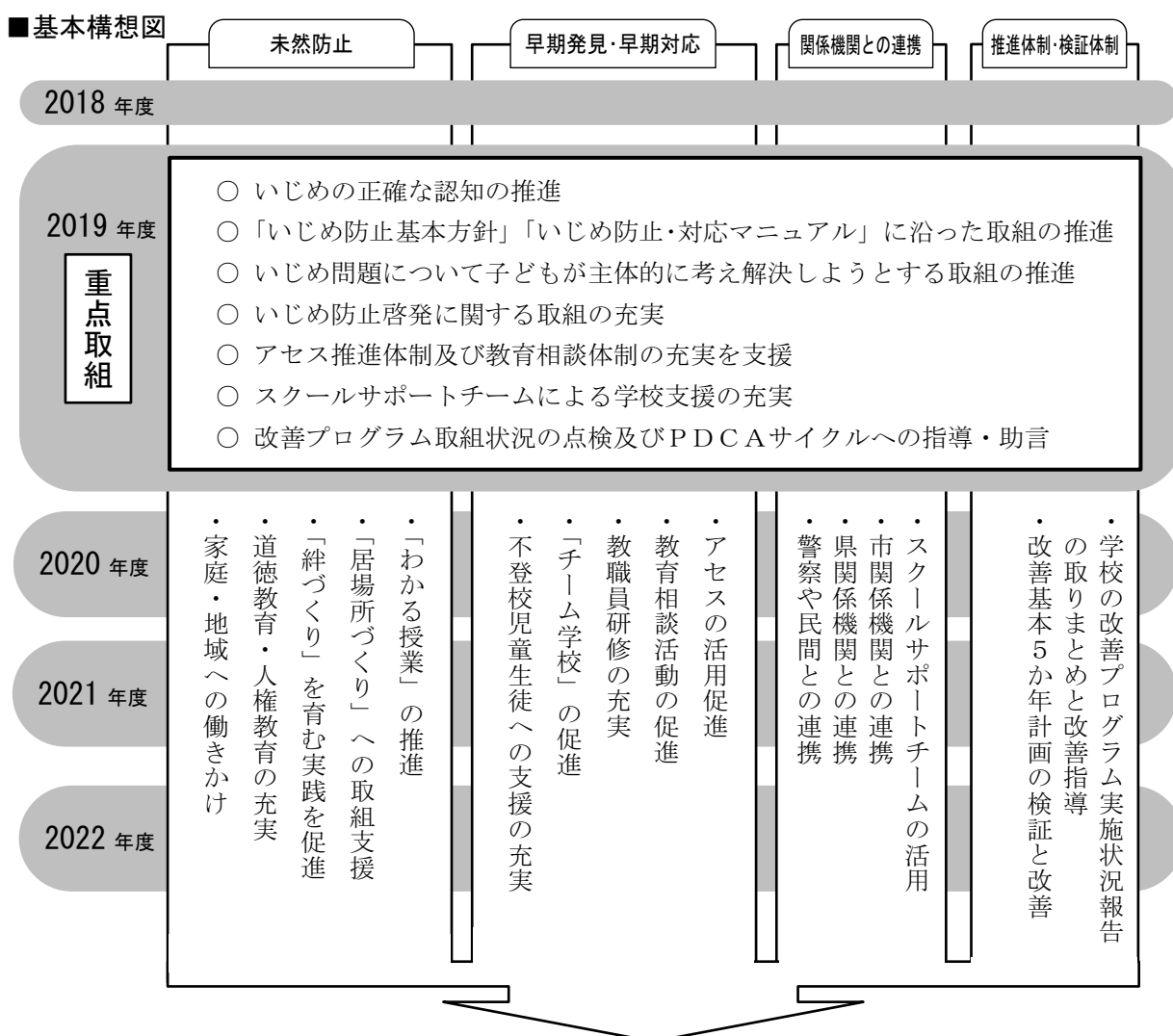
## ■基本目標

いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を強力に支援するとともに、子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動への支援を行う。

## ■行動目標

- ① いじめ問題等の未然防止への取組を推進する。
- ② いじめ問題等の早期発見・早期対応への取組を推進する。
- ③ いじめ問題等の解決を図るため、関係機関と連携した取組を推進する。
- ④ いじめ問題等の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

## ■基本構想図



めざす  
将来像

- ◎児童生徒が安全・安心に学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加し活躍できる。
- ◎児童生徒が困ったときにSOSが出せ、教職員が敏感にそのサインに気づくことができる。
- ◎学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題を解消する取組ができる。
- ◎全ての児童生徒に、いじめをなくそうとする意識が浸透する。

## Ⅱ いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 2 いじめの未然防止のための基本認識

キーワードは「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を子どもの居場所になるようにしていくことです。そこにいることにより不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感が重要です。そのためには、授業改善や行事の目的等の見直しから始め、すべての子どもが活躍できる場面（自己存在感や充実感）を実現することが必要です。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士が一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」です。つまり「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども同士です。

「自己有用感」とは、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のことです。他者から認めてもらっていると感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減ります。さらに、相手のことも認めることができるようになっていきます。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくこと。そして、すべての子どもに対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

※不登校対策、自殺予防対策も同様

## Ⅲ 未然防止への取組

### 実践目標 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- すべての児童生徒が参加・活躍できる「わかる授業」づくりの推進
- 「居場所づくり」「絆づくり」を重視した学校づくりを支援
- 「自己有用感」を育む学校づくりを支援
- 「心の絆プロジェクト」を通して、子どもたちの主体的な活動を支援

### 実践目標 2 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実

### 実践目標 3 家庭や地域への働きかけ

- ユニット12による地域連携と見守り活動の充実
- いじめ防止啓発月間（9月）に関する取組の充実
- いじめ防止、子どものSOS発見等の啓発チラシの配付
- 広報誌やホームページを活用した情報発信の推進
- 保護者への相談、支援の充実

## Ⅳ 早期発見・早期対応への取組

### 実践目標 1 学校環境適応感尺度「アセス」の活用

- 「学校生活に関するアンケート」の年間2回実施
- アセス推進担当教員（主幹教諭等）を中心にしたアセス結果の活用への支援

### 実践目標 2 児童生徒の相談行動の促進

- 教育相談コーディネーターを中心にした相談体制への支援
- 「心の相談アンケート」の実施（年間2回）
- 全児童生徒を対象とした教育相談の実施
- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットの活用への支援
- 教育相談スキル研修、事例研修の実施

### 実践目標 3 双方向からの実態把握と情報共有

- 学校と家庭、地域の情報共有のための取組及び仕組みを点検
- 「子どものサイン発見チェックリスト」の配付

#### 実践目標 4 研修の充実による教職員の資質と指導力の向上

- いじめ及び生徒指導に関する理論研修の実施
- 子どものコミュニケーション能力を高めるための研修の実施
- アセスの運用・活用に関する研修の実施
- 学校生活適応推進研修会の実施
- 不登校対策に関する研修の実施
- 「わかる授業」づくりに関する研修の実施
- 学校危機管理や自殺予防教育に関する研修の実施
- 守秘義務、プライバシーの確保

#### 実践目標 5 「チーム学校」による組織的な対応

- 「チーム学校」による推進体制の検証と活用に係る指導・助言
- いじめの積極的認知に向けた指導・助言
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 「ケース会議」の効果的な開催方法の提示

#### 実践目標 6 不登校児童生徒への支援の充実

- 適応指導教室等における教育機会の充実
- メンタルサポーターの活動充実

## V 関係機関との連携を強化した取組

#### 実践目標 1 スクールサポートチームによる支援

- スクールサポートチームによる学校支援の充実

#### 実践目標 2 市関係機関と学校との連携促進

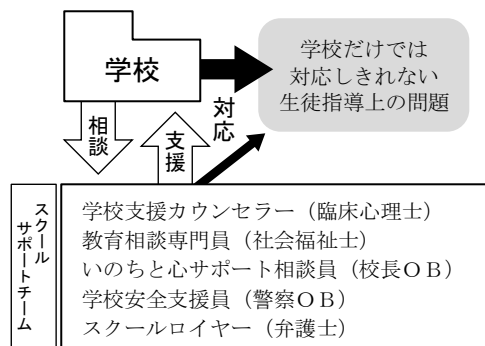
- 関係機関の情報提供及び調整

#### 実践目標 3 県関係機関と学校との連携促進

- 関係機関の情報提供及び調整

#### 実践目標 4 「ネットいじめ」等インターネット空間での対策の推進

- 警察や民間と連携した「ネットいじめ」対策及び相談の仕組みを検討



## VI 推進体制・検証体制を整える取組

### 実践目標 1 アセス推進体制の検証と支援

- アセスの推進担当教員（主幹教諭等）を中心にしたアセス結果の活用への支援（再掲）
- アセスの学校における推進体制の点検と報告内容の検証及び助言

### 実践目標 2 教育相談推進体制の検証と支援

- 教育相談コーディネーターを中心にした相談体制への支援（再掲）
- 教育相談の学校における推進体制の点検と報告内容の検証及び助言
- 教育相談の全校実施及び検証

### 実践目標 3 いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援

- 「いじめ防止基本方針」「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った取組の推進
- 「いじめ対応チーム」（いじめ対策委員会）の活動及び報告の検証・支援
- 不登校対策委員会の活動及び報告の検証・支援

### 実践目標 4 いじめ防止対策等に係る推進体制の周知

- 広報誌やホームページ等による推進体制及び相談窓口の情報提供

### 実践目標 5 いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の点検と支援

- 学校における学期ごとの改善プログラム取組状況等の点検
- 学校のPDCAサイクルによる改善プログラムの検証・改善への指導・助言